



10月17日(日)は、 桜川市長選挙の 投票日です。

投票時間 / 7時～18時

令和3年10月29日任期満了に伴う桜川市長選挙を執行します。
市民一人ひとりが自由な意思で責任ある一票を投じましょう。

■問合先 / 桜川市選挙管理委員会 (☎ 58-5111・75-3111代表)



選挙すべき人数

・市長選挙 / 1人

立候補予定者説明会

・日時 / 9月22日(水) 13時
30分

・場所 / 大和庁舎 2階第5
会議室

告示日・立候補受付

・日時 / 10月10日(日) 8時
30分～17時

・場所 / 大和庁舎 2階第5
会議室

期日前投票

・期間 / 10月11日(月)～16
日(土) 8時30分～20時

・投票所 / 市役所各庁舎
※どの庁舎でも投票可

不在者投票

・期間 / 10月11日(月)～16
日(土)

投票日

・投票時間 / 7時～18時

・開票時間 / 19時30分(予定)

・開票所 / 大和ふれあいセン
ター「シトラス」

※即日開票

投票のできる方

市内に住所を有する年齢満18歳(平成15年10月18日生まれまで)以上の日本国民で、令和3年10月9日(土)現在の選挙人名簿に登録されている方、また、ほかの市町村から転入された場合は、令和3年7月9日までに転入届を提出し、住民基本台帳に登録されている方。
ただし、選挙人名簿に登録されていない方も投票日までにほかの市町村に転出された方は投票できません。

投票日当日、または選挙期間中に投票ができない方

【期日前投票制度】
投票日に何らかの都合で投票できない方は、期日前投票ができます。また、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される現在の状況は、期日前投票を行うことができる事由に該当します。なお、期日前投票の際は、入場券裏面の宣誓書を事前に記入し、ご来場ください。
投票日当日の「密」防止のため、期日前投票を積極的にご利用ください。

期日前投票所の混雑状況を配信

新型コロナウイルス感染症対策として混雑を防ぐため、期日前投票所の混雑状況を市ホームページで配信します。ぜひ、ご利用ください。

不在者投票制度

▼病院や施設での不在者投票
県選挙管理委員会が指定した病院へ入院や介護施設などに入所されている方は、その病院や施設などで投票することができ、病院長や施設長に申し出てください。
▼他市町村での不在者投票
長期の出張や長期滞在などで選挙当日や期日前投票ができない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができますので、桜川市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便投票をすることができます。この投票には「郵便投票証明書」が必要となりますので、問い合わせください。なお、郵便投票の請求は10

月13日(水)までに、本人が桜川市選挙管理委員会に請求してください。

投票所入場券

投票する際は、投票所入場券を持参してください。なお、入場券が届く前や紛失してしまった場合でも、選挙人本人であることが確認できれば投票することができますので、係員に申し出てください。

選挙公報の発行

各候補者の政見などが書かれた選挙公報は、新聞折込にて配布するほか、市ホームページで公開します。また、新聞未購読の方やお手元に届かない場合は、市役所各庁舎および岩瀬・大和中央公民館、真壁伝承館、岩瀬体育館「リスカ」に備えています。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

投票の際には、必ずマスク着用、手指の消毒をお願いします。希望者には使い捨ての鉛筆を用意しますが、ご自身で持参した鉛筆も使用可能です。